核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会

発　行　日：2025/11/05
発行責任者：事務局長 栗橋伸夫
連　絡　先：090-8924-5462

昨年９月、さらに本年 10 月、むつ中間貯蔵施設に使用済核燃料が搬入されました

2000 年 8 月、当時のむつ市長が誘致を表明した使用済核燃料の原発施設以外での保管を目的とした中間貯蔵施設（使用済核燃料の再処理までの期間を収納）は 2020 年 9 月に原子力規制委員会の審査が終了、そして昨年 9 月に東京電力柏崎刈羽原発から搬入されました。まさにわが国に新たな原発関連施設が動き出しました。

軍事施設と民間レベルの原子力施設が併存するところは世界のどこにもありません

まず中間貯蔵を語る前に下北半島の原子力施設と軍事施設の位置関係です。下北半島には他の原子力施設にはない大きなリスクがあります。それは軍事施設です。明治時代以降、下北半島の中心部であるむつ市は天然の要塞として対朝鮮やロシアという海外からの脅威に対する北方の軍事拠点でした。

むつ市内中心部の恐山付近に航空自衛隊のＦＰＳ-5 という国内 4 基しかない最新鋭レーダーが主に北朝鮮の軍事動向偵察を行っています。

また、2021 年以来、「国家安全保障戦略」に基づくミサイル収納用の大型弾薬庫が全国に先駆けてむつ市と大分県に計画され、すでに 2 棟の建設はほぼ終了しています。最終的には 6 棟建設される予定です。 敵基地攻撃能力を備える軍事施設です。そして東通原発付近には鳥取砂丘をしのぐ広さの日本で最大級の砂丘地帯がありますが、こちらは防衛装備庁の弾道試験場があります。また、極めつけはわが国で沖縄に次ぐ規模の米軍三沢基地が当市から 80 ㎞、核燃サイクル施設からは 20 ㎞という考えられない近さにあります。

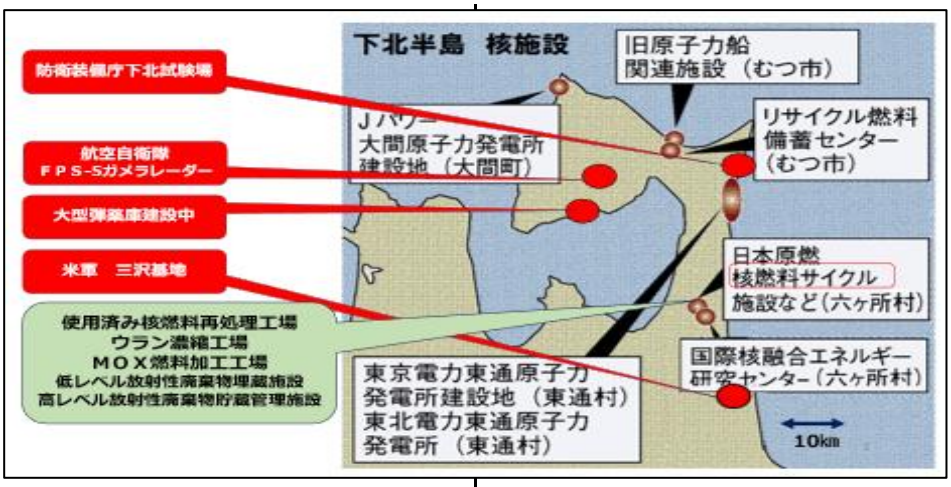

下北半島と北海道にまたがる津軽海峡は海外の船舶が自由往来できる「特定海域」に指定されており、ロシアや中国の艦船などの往来も実際にあります。

こうした軍事施設と民間レベルの原子力施設が併存するところは世界のどこにもありません。

下北半島「原子力基地」と「中間貯蔵施設」の経過

- ・64年10月　通産省が「下北太平洋沿岸」が原子力施設好適地として青森県へ地質調査依頼
- ・65年５月　東通村議会が原発誘致を決議～10月に青森県議会が請願採択
- ・67年11月　青森県知事、むつ市長が原子力船母港受諾（70年７月入港）
- ・70年１月　下北地域、原発を中心とした原子力センター候補地として内定
- ・99年６月　原子炉等規制法改正、原発外の使用済燃料貯蔵が可能に
- ・00年８月　むつ市長が使用済核燃料中間貯蔵施設の誘致表明
- ・00年10月　「核の中間貯蔵施設はいらない下北の会」結成～署名活動や学習会などを取り組む
  ※2001年５月、署名10,279筆を集約しむつ市長へ提出
- ・03年２月　住民投票を実現する会」発足、条例制定署名活動を開始
  ※2003年８月、5,871筆(必要法定数801筆）を集約するも市議会で3：17で否決
- ・03年12月　電事連「使用済燃料輸送計画」中間貯蔵施設（全国５ヶ所）へ2.4万トンを見込む
- ・03年６月　むつ市長、市議会で誘致を正式表明(電源三法交付金60年で1290億円見込む）
- ・05年10月　県と市が了承、協定書調印（県・市・東電・原電）
- ・08年３月　工事開始（２年後に本体工事に着工～ほぼ４年程度の工事）
- ・14年１月　RFS社、新規制基準による事業許可を原子力規制委員会へ申請
- ・20年12月　電事連、経産省が共用化を画策（むつ市長による拒否で現在は凍結状態）
- ・24年３月　東電、RFS社、使用前検査用キャスクを９月までに搬入、以降２年分の搬入計画を発表
- ・24年８月　青森県、むつ市、RFS社が安全協定を締結
- ・24年９月　使用済核燃料12トン搭載キャスク1基柏崎刈羽原発よりむつ中間貯蔵施設へ搬入
- ・25年10月　使用済核燃料12搭載キャスク２基柏崎刈羽原発よりむつ中間貯蔵施設へ搬入

なぜ、私たちは中間貯蔵施設に反対するのか

一時貯蔵が事実上の永久貯蔵化になる懸念

中間貯蔵はあくまで「最終処分までのつなぎ」とされていますが、日本では高レベル放射性廃棄物の最終処分地が未定であり、見通しも立っていません。そのため、中間貯蔵施設が長期にわたり実質的に「最終貯蔵庫」となってしまう懸念が強くあります。これは地元自治体や住民にとって、当初の約束と異なる形で負担を押し付けられることに繋がります。

安全性への懸念

使用済核燃料は数万年にわたって高い放射能を持ち続けます。中間貯蔵施設は基本的に「数十年単位の一時保管」を前提としていますが、その期間でも重大な事故や自然災害のリスクを完全に排除することはできません。地震や津波、豪雨、火災などの災害発生時に冷却機能が失われたり、施設が破損した場合、大規模な放射能漏洩につながる可能性があります。また人的ミスによるリスクも考えられます。

地域への不安とイメージ悪化

施設が稼働すると、住民は放射能事故の不安を抱え続けることになります。農林水産物や観光資源への風評被害も懸念され、地域の産業に悪影響を及ぼす可能性があります。　特に過疎地や経済的に脆弱な地域に立地することが多いため、「地域振興策」と引換えに安全や将来を犠牲にしていると言えます。

責任の先送り

中間貯蔵は「とりあえず置いておく」だけであり、根本的な核燃料サイクル問題の解決を先送りしているにすぎないという批判があります。再処理や最終処分の方針が決まらないまま搬入を進めることは、将来世代に負担を押し付けることになり、倫理的に問題があると指摘されています。

環境影響の懸念

保管に伴う環境への影響も否定できません。排気や排水による放射性物質の微量放出、長期的な施設老朽化による漏洩リスク、輸送過程での事故など、環境リスクは積み重なります。特に輸送は各地を経由するため、全国的にリスクが分散してしまう点が問題視されています。

軍事、テロの標的

有事対応などで軍事基地と原子力施設が接近していることは明らかに敵対国の有効な攻撃対象となることはもとより自国あるいは同盟国（？）の誤射、事故などが施設への大きなリスクとなることは自明です。

原子力マネーが行政や地場産業振興面で創造性を衰退

膨大な原子力マネーは自治体職員の企画創造力のすべて押し潰してしまいます。彼らの純粋な行政発展のためのモチベーションを無力なものにしてしまうことが懸念されます。

こうした「安全性の不確実性」「恒久化の懸念」「地域負担と風評」「責任の先送り」など面的な問題があります。つまり、中間貯蔵は単なる技術的課題にとどまらず、社会的・倫理的・政治的な問題として受け止められているのです。そして仮に再処理できたとしても再生燃料の使い道としてのプルサーマル計画は進んでいないのが実態です

原子力規制委員会　更田委員長(当時)、審査終了時の発言

●更田氏は施設の操業後、保安検査などで極めて**重大な違反が発覚した際に使用停止を命じても、貯蔵している核燃料の行き場のない**ことが想定されると説明

●「恐れるのは**出ていく先がない状態**だ。（核燃料を収納する金属容器の）キャスクの許容年数に近づくような事態にならないか」と問題提起した

規制委、サイクル先行きに一石

搬出先未定に問題提起

原子力規制委員会の更田豊志委員長は、2日の定例会合で、事実上の合格判断を下したRFSの使用済み核燃料中間貯蔵施設（むつ市）について、一般論と断った上で搬出先が未定のまま貯蔵が長期化することに対して懸念を示した。政策上の問題には直接踏み込まない形で言及したが、不透明感が漂う核燃料サイクルの先行きに一石を投じた形だ。

更田氏は施設の操業後、保安検査などで極めて重大な違反が発覚した際に使用停止を命じても、貯蔵している核燃料の行き場がないことが想定されると説明。一般論に行き先が決まるわけではないし、（停止命令に伴う施設外搬出は）具体的ではない」と指摘した上で、「恐れるのは出て行く先がない状態だ。（核燃料を収納する金属容器の）キャスクの許容年数に近づくような事態にならないか」と問題提起した。

「仮想的ではある」と前置きしつつ、具体策としては審査で60年間と評価したキャスクの耐用年数を参考に、「年数に近づく物が増えそれがキャパシティー（施設容量）の多くを占めるようになってきたら、新たな物の搬入を許可しないなどさまざまな方策はあると思う」と例示した。「少し長いレンジ（範囲）で捉えておく必要がある」とも述べ、RFSの意向を確認する方針を示した。

一方、会合に先立つ定例会合で審査書案を了承したことに関しては「全ての対象に対して最正に審査し、確実な結果を得た」と強調。約6年8カ月にわたる審査に「膨大と感じた」との認識を示し、説明資料の提出が度々遅れるなどしたRFSの対応に「後半の足が随分鈍った」と暗に批判した。（後略）

そして今度は使用済核燃料の「搬出入・中長期計画」なるものが事業者から青森県、むつ市へ示されました

東京電力の小早川社長や日本原子力発電の村松社長らが 7 月 7 日、青森県庁を訪れ、施設への中長期の搬入計画と施設からの搬出計画を示しました。

東京電力が示した計画によると、2033 年に貯蔵する燃料が年間で 200 トンを超え、40 年代初頭には 1 棟目が満杯になり、同時期に 2 棟目への搬入を開始するとしています。1、2 棟合計で 4,000～4,500 トンとしています。（下表参照）東京電力は、この計画で使用済核燃料を搬出する原発を「少なくとも 3 基が稼働する」と想定。昨年燃料を搬出した柏崎刈羽原発や着工した東通原発を見込んでいます。また、廃止措置が検討されている福島原発からも持ち込もうとする計画です。この福島原発からの搬入については昨年の安全協定締結時点では東京電力は「福島原発廃止措置工程全体の中で検討していく」として搬入を明確にしていませんでした。しかし、この廃止措置工程がどのように検討され、どう結論付けられたのか全く不明のままです。また、廃炉となる福島原発の使用済核燃料を何のために再処理するのでしょうか、再処理されて生成される MOX 燃料はあくまで発生させた電力会社で利用することが定められています。MOX 燃料を使用するいわゆるプルサーマル発電は東京電力ではその計画すら出来ていない状況です。また、日本原電は東海第二原発（茨城県）と敦賀原発（福井県）からの搬出を想定しています。こちらについても再稼働はメドが全く立っていません。

むつ中間貯蔵施設はあくまで再処理するための一時貯蔵施設です。しかし、再利用の方策が検討されていない現在、当施設に搬入することは中間貯蔵施設の本質を考えるなら、あってはならないことです。さらなる搬入は中断し、今一度立ち止まって考えるべきです。

いずれも貯蔵施設からの搬出先は来年度末の完成を目指す日本原燃の再処理工場を想定。1 棟目からの搬出開始は 2064 年頃で約 10 年で完了を見込んでいます。　事業者から報告を受けた宮下知事はその後の取材で中長期計画が示されたことについて「一定の答えになった」と評価しています。

東京電力 HD㈱ 日本原子力発電㈱ リサイクル燃料貯蔵㈱が共同で示した資料から抜粋

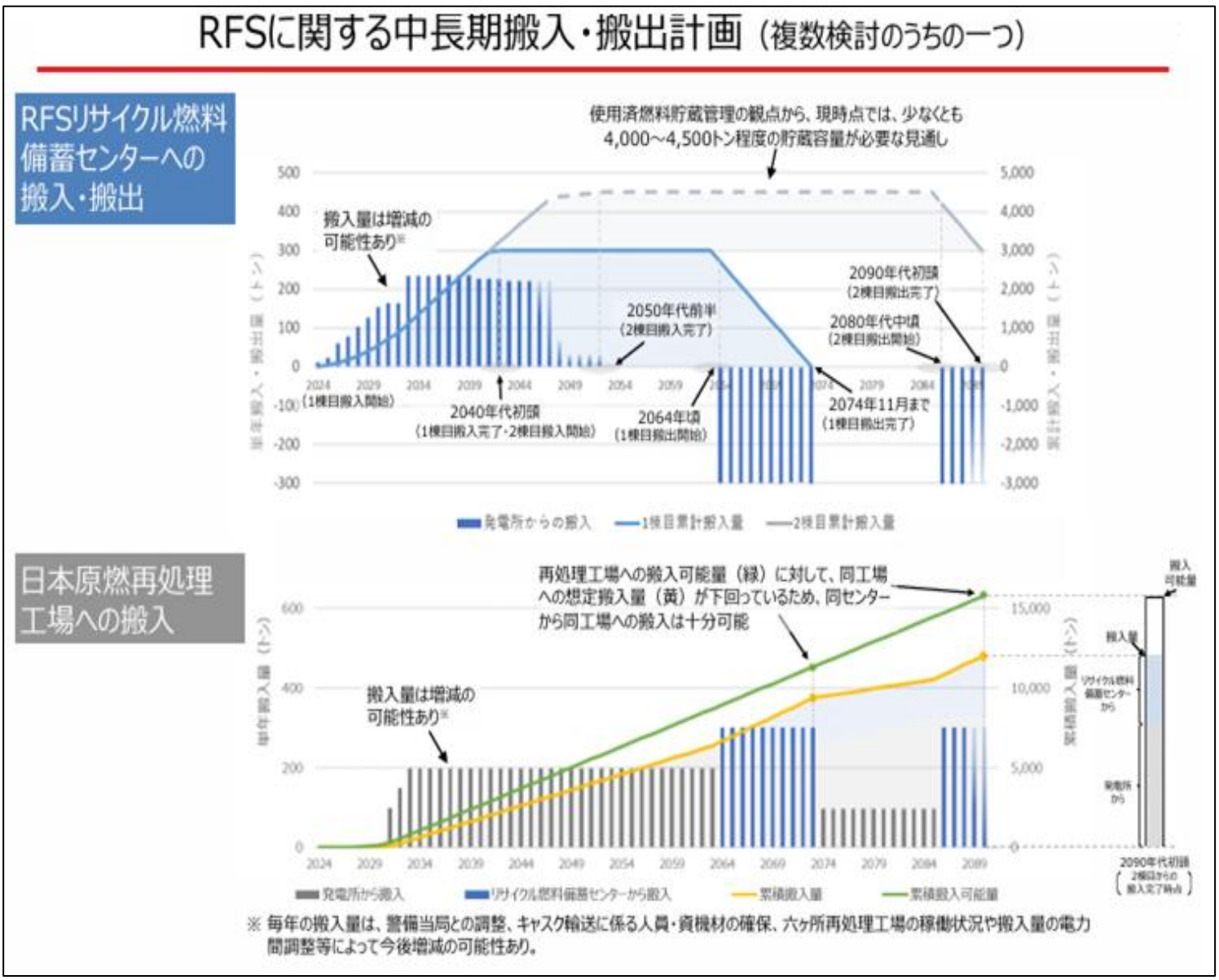

発電 2 社の原発のうち 3 基以上が稼働、再処理工場が順調に 2090 年代まで稼働することが前提とのことです

福島原発の使用済核燃料を当市へ搬入することには
中間貯蔵施設本来の目的から大きく外れた政治的意図が見えます

本来、中間貯蔵施設は使用済核燃料を再処理するまでの待機施設であるはずです。しかし今回の福島第一原発などからの使用済核燃料を搬入する構想の背後には、いくつかの複合的な「真意」が存在すると考えられます。単に「保管場所が必要だから」という表面的な理由だけでなく、国の原子力政策、電力会社の経営上の都合、地域振興策などが絡み合っています。以下の点が主な背景にあるのではないでしょうか。

① 福島第一原発廃炉作業を進めるための必要性

福島第一原発では膨大な量の使用済核燃料が炉内や燃料プールに残されています。廃炉を進めるにはこれを安全に取り出し、移動させる必要があります。しかし福島県内に新しい貯蔵施設を設けることは、被災地住民の心理的反発や政治的困難が大きいため、他地域での受け皿が求められています。その一つがむつの施設と位置付けられているのです。

② 原発立地地域外での「負担分散」の意図

使用済核燃料は従来、各原発敷地内の燃料プールで保管されてきましたが、容量が限界に近づいています。そのため中間貯蔵施設を設けて一時的に移送し、各原発の運転余地を確保することが電力会社にとって死活的です。特に関西電力や東京電力など大手は、再稼働や発電継続のために保管スペースの確保を強く望んでおり、むつ施設は「全国規模での貯蔵受け皿」として構想されているといえます。

③ 最終処分地選定の先送り策

使用済核燃料の最終処分（地層処分）は国の原子力政策上の大問題で、まだ候補地さえ定まっていません。そこで「中間貯蔵」という形で数十年単位の時間を稼ぎ、その間に最終処分地を模索するのが現実的な狙いです。むつ施設はその「時間稼ぎの場」として機能させようとする国の意図が透けて見えます。

④ 核燃料サイクル政策の延命

六ヶ所再処理工場は完成が繰り返し遅れ、最終処分地も決まっていません。そのため「中間貯蔵施設に運び入れて時間を稼ぐ」こと自体が、核燃サイクル政策を延命させるための現実的手段となっていることは明らかです。

⑤ 地域振興と経済的要因

むつ市は人口減少と産業基盤の弱さに直面しており、国と電力会社からの交付金や関連事業による地域振興を図ろうとしていることが大きな誘因となっています。核のゴミを受け入れることによって雇用や交付金を得ることが可能となるため、地域にの一部からは受け入れ賛成の声も上がっています。国や電力会社側も、経済振興を「見返り」として提示することで、地元合意を形成しやすくする狙いがあります。

⑥ 「福島の問題を福島だけに背負わせない」という政治的メッセージ

福島第一原発事故後、被災地に全ての負担を押し付けることは社会的に難しくなっています。むつ市を含む他地域に燃料を搬出することは、「全国で分担する」という政治的正当性を演出しようとする形で福島県民へのアピールする意味を持たせます。

……結論として、こんなことが言えるのではないでしょうか……

福島からの使用済み燃料搬入は、単に技術的な保管問題の解決だけでなく青森県やむつ市への経済的配慮を大義名分に核燃料サイクル施設を集中立地させてきた下北半島に「新たな交付金」や「雇用」をもたらす狙いとともに、実質的には“核のごみ置き場”を青森に押し付ける性格が強いと言えます。

「中間」の名を借りた事実上の長期保管技術的・政治的に最終処分が決まらない状況では、「中間」と称しつつ実際には半永久的な貯蔵になる恐れがあります。むつ市への搬入は、福島廃炉へ向けた最終処分地が決まらないまま「なし崩し的に青森県を事実上の処分地化する」第一歩と見ることができます。

さらに詳しくお知りになりたい方は当会のホームページをご覧ください